

堺市監査委員公表第26号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原		繭
同	澤		由

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和5年11月1日～令和6年3月26日	
措置を講じた部局等	西区役所	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>6(4)</p> <p>現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公金外現金の管理</p> <p>西区二十歳の集い実行委員会運営資金に係る公金外現金について、令和5年12月7日に実地調査を行ったところ、現金出納簿に支出の記載をしていないものがあったため、現金出納簿の残高と通帳残高に差異が生じていた。</p>	<p>御指摘を受け、速やかに現金出納簿に記帳し、決裁処理を行いました。</p> <p>また、再発防止に向け、使用の都度、記帳し決裁を受けるよう、課長から所属職員全員に対して指導しました。</p>	<p>自治推進課</p>